



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第 29 号 令和 6 年 7 月 5 日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
4 5	知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則	人事課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
6	徳島県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令	人事課
7	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	同

● 【公布された条例等のあらまし】

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則（規則第四十五号）

- 一 知事の職務を代理する副知事の順序を改めることとした。
- 二 この規則は、令和六年七月六日から施行することとした。

徳島県規則第四十五号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則
知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和五年徳島県規則第三十四号）の
一部を次のように改正する。

「伊藤大輔」を「村上耕司」に改める。

附 則

この規則は、令和六年七月六日から施行する。

徳島県訓令第6号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局

徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令

徳島県副知事の担任意務に関する規程（令和五年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号口中「（生活環境政策課国際交流室を除く。）及びこども未来部」を「こども未来部（青少年・こども家庭課、徳島県こども女性相談センター及び徳島県立徳島学院に限る。）及び出納局」に改め、同号ホ中「及び公安委員会」を「公安委員会及び労働委員会」に改め、同条第二号中「伊藤大輔」を「村上耕司」に改め、同号イを次のように改める。

イ 観光スポーツ文化部（観光政策課に限る。）、こども未来部（青少年・こども家庭課、徳島県こども女性相談センター及び徳島県立徳島学院を除く。）、保健福祉部、経済産業部及び農林水産部に関すること。

第二条第二号中ハをニとし、同号口中「労働委員会」を削り、同ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 病院局に関すること。

附 則

この訓令は、令和六年七月六日から施行する。

徳島県訓令第7号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県警察本部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「、保健福祉部」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

附 則

この訓令は、令和六年七月六日から施行する。